

其値達金を本番賃金に組入れる事にせり

一、賃金組入額は丁年以上の男子一工に付二十三錢。未丁年者及女子一工に付二十錢とす

特價品の値達金は大正十二年下半期及大正十三年上半期の最近滿一ヶ年間に於ける販額が一工當り平均十三錢にならば、特價品の値達金は大正十二年下半期及大正十三年上半期の最近滿一ヶ年間に於ける販額が一工當り平均十三錢になるが、値達金は特價品を多く取る人と少く取る人とに依り不同あるを以て此点を考慮し更に餘裕を充分に見込んで一

工に付十錢を加へ合計二十三錢とせり

未定年者及女子は酒の値達金が少ないので之を斟酌し一工に付三錢を減じ二十錢と定めたり

二、請負作業で本番賃金に組入れても實收に影響なきものには諸負賃價を改正して其所得に影響せしむることにする

三、特價品が廃止になつても坑内の「ガス・ピット」の類は矢張從前通りとす

(三) 特價木・値達金加算に相應する特別増賃の件

高米勞働者退職等の場合には其退職手當特別保護金等の計算の標準賃金に特價木・値達金を加算する事にしたので安米鑛夫に對しては、この約合上特價木・値達金と同額と本番賃金に増額する事にせり。つまり安米鑛夫は請負だから本番賃金に組入れても實收に影響なく退職等の場合にだけ増す譯で結局高米勞働者が退職等の場合に標準賃金に加算するのと同じ事になるなり

五十錢以上のものは 二十 錢

五十錢未満のものは 十二 錢

(四) 退職手當條件改正の件

退職手當は他の會社工場と比較すること餘程良くなつて居る且つ自己の都合に依る退職の場合に三分の一になることになつて居る、自己の都合の場合は全く給與せない會社が多いので退職手當の規程を改正する必要はないと思ふけれども請君が非常に希望して居るから其希望の点を考へ此際當と認むる改正を爲すことにして

一、從來の規定では自己の都合で退職する場合は坑内外を問はず勤続十年以上年齡五十歳以上にならなければ全額を給與しない事になつて居たが坑内勞働には特種の労苦があるから此点を斟酌し坑内勞働者は勤続十年以上にして年齢四十五歳以上になれば自己の都合を以て退職する場合でも全額と給與する事とする